

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和元年9月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和元年11月15日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和元年度大阪府一般会計補正予算（第2号）の件（教育委員会関係分）

○条例案

- 1 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例制定の件
- 2 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例制定の件
- 3 職員の給与に関する条例一部改正の件
- 4 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 5 大阪府立学校条例一部改正の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条（略）

- 2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○予算案

番号	件名	概要
1	令和元年度大阪府一般会計補正予算（第2号）の件（教育委員会関係分）	中学生学びチャレンジ事業費 0千円 〔債務負担行為の設定（令和元～2年度） 110,257千円〕

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例制定の件	全ての人の性的指向及び性自認の多様性が尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現に資することを目的として、府、府民等の責務、性的指向及び性自認の多様性への理解の増進に関し、府が行う施策について定める。 施行予定期日：公布の日
2	大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例制定の件	人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施し、相互に人種又は民族の違いを尊重し合いながら共生できる社会の実現に資することを目的として、府、府民等の責務、不当な差別的言動の禁止及び府が行う施策について定める。 施行予定期日：令和元年11月1日
3	職員の給与に関する条例一部改正の件	55歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する昇給の標準となる号給数について、2号給を0とする。 施行予定期日：令和2年1月1日
4	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正により、幼保連携型認定こども園の用に供する建物で保育室等を3階以上に設けるものについては、延べ面積に関わらずこれまでと同様に耐火建築物でなければならないこととされたことに伴い、条例において同趣旨の改正を行う。 施行予定期日：公布の日 (福祉部と共管)
5	大阪府立学校条例一部改正の件	大阪府立高等学校・大阪府立高等学校再編整備計画に基づき、大阪府立大阪わかば高等学校を設置する。 施行予定期日：令和2年1月1日

大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例

全ての人が個人として尊重され、法の下に平等であることは、日本国憲法の基本理念の一つである。

府民一人ひとりが、ありのままの自分を表現し、自らの意思で自由に生き方を選択することができる社会を構築することは、私たち全ての願いであり、また責務である。

そのため、性の多様性に関する無理解により、個人の社会参加の機会が制限されるようなことはあってはならず、また性的指向や性自認を理由とした差別は決して許されない。

府においては、これまでも、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた様々な取組を推進してきているが、いまだに性的指向及び性自認の多様性に関する無理解を背景に誤解や偏見、差別が生じている。

ここに、私たちは、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、もって全ての人の性的指向及び性自認が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組は、全ての人が等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるべきことに鑑み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施する責務を有する。

2 府は、国及び市町村が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組について協力するものとする。
(府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組に努めるとともに、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

（理解の増進に関する施策）

第七条 府は、次に掲げる性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施するものとする。

一 性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び理解を深めるため、教育及び啓発を行うこと。

二 性的指向及び性自認の多様性に関する相談に的確に応じること。

2 府は、前項各号に掲げるもののほか、府が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に

関する条例

府においては、全ての人が人間の尊厳と人権を尊重し、人種や民族の違いを認め合い、暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、様々な施策を推進してきたが、いまだに特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動が行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、また、差別の意識を生じさせる事態を引き起こしている。

もとよりこのような不当な差別的言動はあってはならず、解消されなければならない喫緊の課題である。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、このことを更なる人権教育と人権啓発を通じて、府民に対し周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動は許されないものとの認識の下、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施し、もって全ての人が相互に人種又は民族の違いを尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」とは、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消は、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの認識の下、行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施する責務を有する。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村における人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に係る取組について協力するものとする。

(府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(不当な差別的言動の禁止)

第七条 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。
(不当な差別的言動の解消の推進に関する施策)

第八条 府は、次に掲げる人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施するものとする。

- 一 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心及び理解を深めるため、教育及び啓発を行うこと。
- 二 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動に関する相談に的確に応じるとともに、そのために必要な取組を行うこと。

(適用上の注意)

第九条 この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

この条例は、令和元年十一月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準) 第五条 (略)</p> <p>2―6 (略)</p> <p>7 五十五歳(定年が年齢六十五年である職員にあつては、五十七歳)に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する第五項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「零」とする。</p> <p>8―11 (略)</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準) 第五条 (略)</p> <p>2―6 (略)</p> <p>7 五十五歳(定年が年齢六十五年である職員にあつては、五十七歳)に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する第五項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。</p> <p>8―11 (略)</p>

附 則

この条例は、令和二年一月一日から施行する。